

平成20年度は保険料が変わります!!

もしものときに…

1回480円で
大きな補償!

市民交通傷害保険



市民交通傷害保険は、ほかの保険と比べて格安の保険料で大きな補償が受けられます。平成20年度は保険料の額が大幅に下がり、さらに加入しやすくなります。

3月10日から新年度の受付を始めます。万が一のときに備えて、家族そろって加入してみてはいかがでしょうか？

◆市内の企業や学校、幼稚園など、団体での加入も受け付けます(市外在住の人も可)。

受付期間

3月10日～4月18日
(土曜・日曜日、祝日を除く)

8時45分～16時30分

受付場所

市役所2階市民ホール

各公民館などでも、下記の日程で出張受付を行います

※4月21日以降の加入受付は、市役所3階市民安全課で随時行います。

保険料

1人1口 480円

(1人2口まで加入できます)

加入資格

市内在住の人または、市内に通勤・通学している人

保険期間

平成20年4月1日

～平成21年3月31日

(途中加入者は、加入申込時より平成21年3月31日)

公民館など出張受付の日程

とき	ところ	
3月11日(火)	9:30～12:00 東公民館、吉永北公民館	
	13:30～16:00 青葉台公民館	
3月12日(水)	9:30～12:00 神戸公民館、中央病院	
	13:30～16:00 富士北公民館	
3月13日(木)	9:30～16:00	
3月14日(金)		須津公民館、鷹岡公民館
3月17日(月)		大淵公民館、吉永公民館
3月18日(火)		伝法公民館、原田公民館
3月19日(水)		岩松北公民館、天間公民館
3月21日(金)		今泉公民館、田子浦公民館
3月24日(月)		岩松公民館、富士駅南公民館
3月24日(月)	9:30～12:00 丘公民館	
	9:30～16:00 富士公民館	
3月25日(火)	9:30～16:00	
3月26日(水)		広見公民館、富士見台公民館
	富士南公民館、元吉原公民館	

支払保険金額の一覧

けがの程度など	支払保険金額	
	1口	2口
亡くなったとき(事故に遭った日から180日以内にその事故が原因で)	100万円	200万円
けがをして失明、片手・片足を失ったときなど(〃)		
治療期間6か月以上	12万円	24万円
治療期間5か月以上6か月未満	9万円	18万円
治療期間4か月以上5か月未満	7万円	14万円
治療期間3か月以上4か月未満	5万円	10万円
治療期間2か月以上3か月未満	3万円	6万円
治療期間1か月以上2か月未満	2万円	4万円
治療期間1週間以上1か月未満	1万円	2万円
治療期間1週間未満	5千円	1万円

※金額はあくまで目安です。必ずしもこの金額が支払われるわけではありません。
※治療期間とは「けがをした日から、平常の生活または業務に従事することができる程度に治癒した日まで」をいい、必ずしも診断書の治療日数とは一致しません。

どんなときに保険金が支払われるの？

日本国内で、車輛(電車・自動車・自転車・モーターバイクなど)に乗っていて衝突したり、転覆したりした事故、また通行中にこれらの車輛にはねられたり、ひかれたりした事故のときです。ただし、航空機・船舶などによる事故は、支払いの対象にはなりません。

事故が起きたら、どうすればいい？

軽いけがでも、必ず警察へ事故の届け出をしてください。保険金請求の手続については、市役所3階地域安全課(4月からは市民安全課)へお問い合わせください。
※けがの程度や、警察への届け出の有無、未成年の場合など、事故の状況により必要書類が異なります。

問い合わせ

地域安全課(4月からは市民安全課です)
☎(55)2831 ☎(55)6666